

締約国に関する情報 C A	カナダ 一般情報	附属書 B 1 C A
国内官庁の名称	Canadian Intellectual Property Office (カナダ知的所有権庁)	
所在地	50 Victoria Street, Gatineau, Quebec, Canada K1A 0C9	
郵便のあて名	The Commissioner of Patents, Ottawa, Ontario, Canada	
電話番号	(1-866) 997 19 36 (カナダ及び米国用無料番号) (1-819) 934 05 44 (国際通話)	
ファクシミリ装置	(1-819) 953 24 76, (1-819) 953 67 42	
電子メール	ic.contact-contact.ic@canada.ca	
オンラインサービス	https://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/wr01970.html (一般連絡)	
インターネット	www.cipo.gc.ca	
国内官庁は国際出願に関する通知を電子メールで送付するか?	送付しない	
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	ファクシミリ装置	
送付することができる書類の種類	すべての書類	
書類の原本提出義務	請求がない限り提出義務はない	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか? (PCT規則82.1)	受理しない	
カナダの国民及び居住者のための管轄受理官庁	出願人の選択によりカナダ知的所有権庁 又はWIPO国際事務局 (附属書C参照)	
カナダが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁	カナダ知的所有権庁 (国内段階参照)	
カナダを選択できるか?	できる (PCT第II章に拘束)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	特許	
国際型調査に関するカナダの規定	なし	

[次頁に続く]

C A	カナダ (続き)	C A
国際公開に基づく仮保護	特許付与の後、出願人は、カナダ特許法第55条(2)及びカナダ特許規則第157条の規定により、国際出願の国際公開が英語又はフランス語でされた場合、国際公開後特許付与前までの期間について相当な補償金を請求する権利を有する。国際公開がそれ以外の言語でされた場合には、英語又はフランス語による国際出願の翻訳文がカナダで公表された時から補償金の請求をすることができる。	
カナダが指定（又は選択）されている場合の有益な情報		
カナダが指定（又は選択）されている場合に発明者の氏名（名称）及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載するか、又は後で提出することができる。情報がPCT第22条若しくは第39条(1)に基づき適用される期間内、又は出願人がPCT第23条(2)若しくは第40条(2)に基づく国内段階手続の早期開始を請求している場合には国内段階移行日までに提出されない場合、国内官庁は通知の日から3箇月以内に要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？	あり（附属書L参照）	